

避難指示区域内における活動について

平成29年5月19日改訂版
原子力被災者生活支援チーム

平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域について、現在、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」及び「帰還困難区域」の3つの区域に見直されています。

本紙は、これらの区域における活動の留意点について、整理したものです。

見直し後の避難指示区域について

【避難指示解除準備区域】

避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確認（各市町村の初回の区域見直し時は平成24年3月時点の当該線量を基に確認）された地域です。

同区域は、当面の間は引き続き避難指示が継続されることとなりますが、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境整備を目指す区域です。

【居住制限区域】

避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあると確認（各市町村の初回の区域見直し時は平成24年3月時点の当該線量を基に確認）された地域です。

同区域は、将来的には住民の方が帰還し、コミュニティを再建することを目指して、除染を計画的に実施するとともに、早期の復旧が不可欠な基盤施設の復旧を目指す区域です。

【帰還困難区域】

事故後6年間を経過してもなお、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域です。平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域が相当します。

各区域共通の留意点

避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域についても引き続き避難指示が出されております。関係者以外の方の立入りはご遠慮いただくとともに、立入りの際の安全・安心確保のため、特に以下の点にご留意ください。

- ① 道路・信号の復旧状況は地域によって異なります。車を運転される際には十分にお気を付けください。
- ② 区域内で保管されていた飲食物は、区域からの持出しを含めて飲食・利用しないようお願いします。
- ③ 原則、区域内での宿泊はできません。
- ④ 区域内で喫煙や火器を使用する作業を行う場合には、火の取り扱いに十分お気を付けください。
- ⑤ 感電のおそれがありますので、切れた電線に近づいたり、触れたりしないでください。
また、ご不在時など電気を使用しない場合には、ご自宅、事業所のブレーカーのレバーを下げてください。
- ⑥ 震災の影響によりガス漏れなどの恐れがあります。ＬＰガスをご使用の際は、お取引されているＬＰガス販売店の点検を受けてからお使いください。
また、路上などで放置されているＬＰガスボンベなどの高圧ガスボンベを発見した場合には、ガスが漏れている可能性があり危険ですので、できるだけ近寄ったり、触れたりせず、最寄のＬＰガス販売店または一般高圧ガス協会（７ページをご参照）にご連絡ください。
- ⑦ 貴重品などの大切なものをご自宅や事業所内に残さないようにするとともに、戸締まりをしっかりと行ってください。

避難指示解除準備区域の留意点

「避難指示解除準備区域」では、以下の活動ができます。

- ① 主要道路における通過交通
- ② 住民の方の一時的な帰宅
※住民による自宅などの片付けや、修繕、改築及び新築(以下「修繕等」という。)を含みますが、宿泊はできません。
- ③ 公益を目的とした立入り(注1)
※除染、防災・防犯(見回り)、公的インフラの復旧(電気、ガス、水道、通信など)、農地の保全管理を目的とした立入りなど。
- ④ 復旧・復興に不可欠な、区域内の事業所の再開又は新設を伴う事業(以下単に「事業」という。)(注1)
※金融機関(郵便局・農協の金融サービスを含む。)、廃棄物処理、ガソリンスタンドなど。
- ⑤ 復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者などを対象とした事業(注1)
※小規模小売店、食堂、診療所(入院を除く。)などについては、防災・防犯などに留意することを前提に、市町村長の判断のもとで事業ができます。
- ⑥ 製造業など居住者を対象としない事業(注1)
- ⑦ 営農・営林(注1)(注2)
- ⑧ 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り(注1)
※事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕等工事を目的とした立入りなど。

「避難指示解除準備区域」では、原則、以下の活動ができません。

- ① 本区域内での宿泊(特例宿泊等※の制度に基づく宿泊を除く。)
※一定の要件を満たす、年末年始やお盆等の特例宿泊、ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊等。
- ② 本区域外からの集客を主とする事業
※本区域外からの集客を主とする宿泊業、観光業など。
- ③ 本区域内での宿泊者(特例宿泊等の制度に基づく宿泊者を除く。)の存在を前提に実施される事業

この区域においては、スクリーニングや線量管理などは原則として義務づけられておりませんが、希望される方については、スクリーニングや線量計の貸出しを実施することとしています。

居住制限区域の留意点

「居住制限区域」では、以下の活動ができます。

区域見直しを行った時点から空間線量は低下していますが、居住制限区域内において、地域によっては引き続き空間線量率から推定される年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれもあり、こうした地域では、不要な被ばくを防ぐために、不要不急の立入りは控え、用事が終わったら速やかに退出してください。

- ① 主要道路における通過交通
- ② 住民の方の一時的な帰宅
※住民による自宅などの片付けや修繕等を含みますが、宿泊はできません。
- ③ 公益を目的とした立入り(注1)
※除染、防災・防犯(見回り)、公的インフラの復旧(電気、ガス、水道、通信など)、農地の保全管理を目的とした立入りなど。
- ④ 以下の事業のうち、別添の手続きにより例外的に認められたもの
 - ・復旧・復興に不可欠な事業
 - ・復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者などを対象とした事業
 - ・製造業など居住者を対象としない事業
 - ・営農
- ⑤ 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り(注1)
※事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕等工事を目的とした立入りなど。

「居住制限区域」では、原則、以下の活動ができません。

- ① 本区域内での宿泊(特例宿泊等の制度に基づく宿泊を除く。)
- ② 本区域外からの集客を主とする事業
※本区域外からの集客を主とする宿泊業、観光業など。
- ③ 本区域内での宿泊者(特例宿泊等の制度に基づく宿泊者を除く。)の存在を前提に実施される事業

この区域においては、一時的な帰宅、立入りの場合、スクリーニングや線量管理などは原則として義務づけられておりませんが、希望される方については、スクリーニングや線量計の貸出しを実施することとしています。

なお、現時点での空間線量率から推定される年間積算線量が依然として年間20ミリシーベルトを超えるおそれのある地域では、以下の点に注意することにより、受ける放射線の量を低減することが期待されます。

- i) 屋外での滞在や作業はできるだけお控えください。
(徒歩で移動する場合には、短時間にし、なるべく車を利用するなど。)
- ii) 通常の服装(夏季であれば薄着)でも問題ありませんが、気になるようでしたらマスクを着用してください。
- iii) 河川水、雨水は飲用に用いないでください。
- iv) 蛇口からの上水については、水道事業管理者の指示に従えば飲用していただいて構いません。
- v) 屋外での活動後には、手や顔を洗い、うがいをしてください。
- vi) 土や砂が口に入った場合にはよくうがいをしてください。
- vii) 屋内に入るときには、靴の泥をできるだけ落としてください。
- viii) 土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉めてください。
ただし、しばらく人が立ち入っていない場合などは室内の温度が高温になっている場合がありますので、暑さ対策として風の吹き込まない窓を開け、必要な時間、換気をしてください。
- ix) 屋外での喫煙、飲食などを避けてください。
- x) 屋外に保管してあったもの(自転車、三輪車など)を運び出す際には、洗浄するか拭き取ってください。

帰還困難区域の留意点

帰還困難区域は、区域見直しを行った時点の放射線量が非常に高いレベルにあるとされたことから、区域境界において、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、住民の方に対して避難の徹底を求めています。

その場合でも、例外的に、可能な限り住民の方の意向に配慮した形で一時立入りを実施していきます(その際、引越業者や修繕等業者を帯同することもできます。)

なお、一時立入りを実施する場合には、スクリーニングを確実に実施し、個人線量管理や防護装備を着用することが求められます。

また、被災地域の復旧・復興に資するため、一定の要件に該当する場合は、指定された帰還困難区域の道路を通過することができます。(注3)

さらに、復旧・復興に不可欠な事業であって、別添の手続きにより認められたものを実施することができます。

なお、帰還困難区域のうち、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)に基づく認定特定復興再生拠点区域については、放射線量の低下状況等も踏まえ、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す地域であることから、以下に留意し、活動することができます。

■福島復興再生特別措置法に基づく「認定特定復興再生拠点区域」の留意点

地域によっては空間線量率から推定される年間積算線量が20ミリシーベルトを超えることもあり得ることから、こうした地域では、不要な被ばくを防ぐために、不要不急の立入りは控え、用事が終わったら速やかに退出してください。

- ① 公益を目的とした立入り(注1)
※除染、防災・防犯(見回り)、公的インフラの復旧(電気、ガス、水道、通信など)、農地の保安全管理を目的とした立入りなど。
- ② 以下の事業のうち、別添の手続きにより例外的に認められたもの
 - ・復旧・復興に不可欠な事業
 - ・復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者などを対象とした事業
 - ・製造業など居住者を対象としない事業
 - ・営農
- ③ 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り(注1)
※事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕等工事を目的とした立入りなど。

「認定特定復興再生拠点区域」では、原則、以下の活動ができません。

- ① 本区域内での宿泊
- ② 本区域外からの集客を主とする事業
※本区域外からの集客を主とする宿泊業、観光業など。
- ③ 本区域内での宿泊者の存在を前提に実施される事業

注1 区域内において、①放射性物質の除染作業及び②除去土壌・汚染廃棄物(1万Bq/kgを超えるもの)の収集・運搬・保管を実施する事業者、また、生活基盤の復旧作業等で、③特定汚染土壌等取扱業務(1万Bq/kg超の汚染土壌等を取り扱う業務)や④特定線量下業務(2.5 μ Sv/h超の場所における業務)を実施する事業者(労働者を使用する事業者)の方は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)で規定される線量管理の措置等を実施しなければなりません。

規則の内容をわかりやすくまとめた、厚生労働省の「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」や「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」が定められていますので、詳しくは以下のウェブページをご覧ください。

なお、労働者を使用しない自営業者、個人事業者についても、両ガイドラインに基づき、線量管理等の措置を実施する必要があります。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120118-01.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120625-3.pdf>

また、事業や作業に伴う廃棄物の処理にも留意してください。

注2 営農については、品目によって、出荷制限等の対象となっているものや、出荷再開に当たって検査が必要となるものがありますので、あらかじめ当該地域における状況を確認してください。また、稲の作付については、「米の作付等に関する方針」に基づき、毎年、地域ごとに実施可能な取組内容が定められていますので、あらかじめ当該地域で実施可能な取組内容を確認してください。さらに、営農の実施にあたっては、除染の動向などにも留意してください。

注3 通過交通の詳細については、以下のウェブページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/20150219_01a.pdf

※ 警察・消防は区域の防犯・防火のため、各区域で活動を行っております。

各種お知らせ・お問い合わせ先

- 原子力災害全般に関するお問い合わせ
原子力規制委員会 原子力規制庁
政策評価・広聴広報課 コールセンター 電話 03-5114-2190
平日午前8時30分～午後8時、土曜午前9時～午後6時
- 原子力損害の補償に関するお問い合わせ
東京電力福島原子力補償相談室(コールセンター) 電話 0120-926-404
- 電気関係で困った際のお問い合わせ
東北電力コールセンター 電話 0120-175-366
(停電・緊急時のお問い合わせの番号になります)
- LPガスに関するお問い合わせ
社団法人福島県エルピーガス協会 電話 024-593-2161
福島県エルピーガス協会相双支部 電話 0244-22-1141
- LPガス以外の高圧ガスボンベに関するお問い合わせ
福島県一般高圧ガス協会 電話 024-942-8731
- 除染電離則等に関するお問い合わせ
福島労働局 電話 024-536-4602
福島労働基準監督署 電話 024-536-4610
郡山労働基準監督署 電話 024-922-1355
相馬労働基準監督署 電話 0244-36-4175
富岡労働基準監督署 電話 0240-28-0170
- 東日本大震災に関する情報
政府公報オンライン
<http://www.gov-online.go.jp/sp/shinsai/index.html>
- 「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の設定状況
<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#shiji>
- 「ふれあいニュースレター」
(被災市町村から県内外に避難されている方々へ向けた、国からの情報提供)
http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info_fureai_letter
- 帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する情報
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20140217175933.html>
※個別の施策についてのお問い合わせは、担当省庁までお願いします(担当省庁が御不明な場合は復興庁(電話:03-6328-1111)にお問い合わせいただければ、関係省庁にお繋ぎします)。

【別添】

居住制限区域等における例外的な事業の実施について

平成29年5月19日
原子力災害現地対策本部
原子力被災者生活支援チーム

1. 概要

居住制限区域及び帰還困難区域（以下「居住制限区域等」という。）において、労働者を使用する事業者（以下単に「事業者」という。）又は労働者を使用しない自営業者若しくは個人事業者（以下「自営業者等」という。）が、事業所の再開又は新設を伴う事業（以下単に「事業」という。）の実施を希望する場合、市町村が、以下の要件を満たし早急に事業の実施を認める必要があると判断した場合には、別紙の申請様式に基づき、原子力災害現地対策本部及び内閣府原子力被災者生活支援チームに確認した上で、例外的に事業の実施を認めることができることとする。

（1）居住制限区域における事業実施の要件

- ① 事業所付近（屋外）の平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルトを大きく超えないこと（超える場合には、原則屋内における作業を基本とし、屋外での作業は可能な限り少なくするように努める）。
- ② 居住制限区域における事業活動が国際放射線防護委員会（ICRP）の正当化の原則（被ばくによる損害を上回る公益性や必要性が求められる）に照らし、許容できる範囲であること。
- ③ 以下の事業のうち、いずれかに該当すること。
 - （i）復旧・復興に不可欠な事業
（例） 廃棄物処理、ガソリンスタンド、金融機関（郵便局・農協の金融サービスを含む。）などを想定。
 - （ii） 地域の経済基盤となる雇用の維持・創出に不可欠であって、次のいずれかに該当する事業

(ア) 復旧・復興に携わる事業者や一時帰宅者などを対象とした事業
(例) 小規模小売店、食堂、診療所（入院を除く。）など。

(イ) 製造業など居住者を対象としない事業

(ウ) 営農

(注1) 営農は、屋外で自営業者等が行うことが通常であることを踏まえ、除染等による線量低減について確認した上で、毎時2.5マイクロシーベルトを超える場所において行う場合の線量管理等（後述2.(6)）に留意して実施することとする。

(注2) 営農については、品目によって、出荷制限等の対象となっているものや、出荷再開に当たって検査が必要となるものがあるもので、あらかじめ当該地域における状況を確認すること。

また、稲の作付については、「米の作付等に関する方針」に基づき、毎年、地域ごとに実施可能な取組内容が定められているので、あらかじめ当該地域で実施可能な取組内容を確認すること。

(2) 帰還困難区域における事業実施の要件

<1> 認定特定復興再生拠点区域

① 事業所付近（屋外）の平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルトを大きく超えないこと（超える場合には、原則屋内における作業を基本とし、屋外での作業は可能な限り少なくするように努める）。

② 認定特定復興再生拠点区域における事業活動が国際放射線防護委員会（ICRP）の正当化の原則（被ばくによる損害を上回る公益性や必要性が求められる）に照らし、許容できる範囲であること。

③ 以下の事業のうち、いずれかに該当すること。

(i) 復旧・復興に不可欠な事業

(例) 廃棄物処理、ガソリンスタンド、金融機関（郵便局・農協の金融サービスを含む。）などを想定。

(ii) 地域の経済基盤となる雇用の維持・創出に不可欠であって、次のいずれかに該当する事業

(ア) 復旧・復興に携わる事業者や一時帰宅者などを対象とした事業
(例) 小規模小売店、食堂、診療所（入院を除く。）など。

(イ) 製造業など居住者を対象としない事業

(ウ) 営農

(注1) 営農は、屋外で自営業者等が行うことが通常であることを踏まえ、除染等による線量低減について確認した上で、毎時2.5マイクロシーベルトを超える場所において行う場合の線量管理等（後述2.(6)）に留意して実施することとする。

(注2) 営農については、品目によって、出荷制限等の対象となっているものや、出荷再開に当たって検査が必要となるものがあるもので、あらかじめ当該地域における状況を確認すること。

また、稲の作付については、「米の作付等に関する方針」に基づき、毎年、地域ごとに実施可能な取組内容が定められているので、あらかじめ当該地域で実施可能な取組内容を確認すること。

<2> 認定特定復興再生拠点区域外

- ① 事業所付近（屋外）の平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルトを大きく超えないこと（超える場合には、原則屋内における作業を基本とし、屋外での作業は可能な限り少なくするように努める）。
- ② 帰還困難区域における事業活動が国際放射線防護委員会（ICRP）の正当化の原則（被ばくによる損害を上回る公益性や必要性が求められる）に照らし、許容できる範囲であること。
- ③ 復旧・復興に不可欠な事業であって、本制度の趣旨に照らして、原子力災害現地対策本部長及び市町村長が協議の上、適当と認めたものであること。

2. 例外的な事業の実施における留意事項

- (1) 本制度は、居住制限区域等において例外的に事業の実施を認めるものだが、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第26条の緊急事態応急対策（原子力災害の拡大の防止を図るための措置、放射性物質による汚染の除去、等）として実施する事業については、本制度の適用はない。なお、同対策として実施する事業及び本制度の適用事業を同一事業所で実施する場合には、本制度に基づく手続きが必要となる。
- (2) 市町村は、以下の事項を遵守し、事業者及び自営業者等（以下「事業者等」という。）に対して適切な指導等を行うこと。
- ① 事業の実施を認める場合は、従業員及び自営業者等（以下「従業員等」という。）の安全管理を十分に行うことを前提とする。また、従業員等の被ばく低減に努める観点から、可能な限り線量低減に努めた上で事業を実施させる。
 - ② 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）」、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」及び「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（以下「除染電離則等」という。）を事業者に対して周知するとともに、除染電離則等を遵守するよう指導する。
 - ③ 自営業者等に対して、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」及び「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（以下「除染電離則ガイドライン」という。）に基づき、線量管理等の措置を実施する必要がある旨を周知する。
 - ④ 事業者による従業員が受ける又は自営業者等による自らが受ける放射線量を最小限とするための措置を支援するとともに、事業者等に対して当該放射線量を適切に管理するよう指導する。

〔※ 除染電離則等の詳細については、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。〕

- (3) 市町村は、事業者による従業員の受ける又は自営業者等による自らの受ける放射線量の管理が適切に行われているか否かを確認するために、必要に応じて、事業者等に必要な事項に関する報告を求め、また事業所への立入り、又は必要な調査を行うことができる。
- (4) 市町村は、事業者による従業員の受ける又は自営業者等による自らの受ける放射線量の管理に不適切な点があった場合には、管理体制を改善する又は事業を停止するよう指示することができる。
- (5) 事業者等は、以下の事項を遵守し、事業を実施すること。
- ① 従業員等が受ける放射線量を最小限とするための適切な労働環境を維持する。
 - ② 従業員等の自動車による通勤。
 - ③ 事業所付近（屋外）の平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルトを超える場合には、屋外での作業時間及び滞在時間を可能な限り短縮するとともに、土埃や砂埃が多い時には、窓を閉める。
 - ④ 事業に伴う廃棄物の処理。
- (6) 事業者は除染電離則等を遵守し、自営業者等は除染電離則ガイドラインに基づき線量管理等の措置を行い、事業を実施すること。

〔※ 除染電離則等の詳細については、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。〕

なお、国は、必要に応じて、市町村に対し、事業者による従業員の受ける又は自営業者等による自らの受ける放射線量の管理を改善するために、適切な措置を講ずるよう要請する。また、セミナーなどを通じて、事業者等及び従業員等に対し、放射線に関する知識、リスク情報・健康への影響等に関する情報等を提供する。

[別紙1] 申請様式 (例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

原子力災害現地対策本部
〇〇 〇〇 本部長 殿

〇〇市 (町村) 長 〇〇 〇〇 印

居住制限区域等における例外的な事業の実施について

別添のとおり、〇〇 (事業者等名) から、事業の実施についての申請がありました。当該事業者等については、例外的に事業の実施を認める必要があると考えていますので、事業の実施に係る可否について確認をお願いします。

[別紙2] 申請様式 (例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市 (町村) 長
〇〇 〇〇 殿

住 所
事業所名
代表者名
電話番号

印

居住制限区域等における例外的な事業の実施について

下記のとおり、居住制限区域等における例外的な事業の実施について申請します。

事業所の再開	
新たな事業所の開設	

※いずれかに○を付す。

事業所の概要等

事業所の名称	〇〇〇株式会社	
事業所の所在地	福島県〇〇郡〇〇町〇〇丁目〇番地	
	避難指示区域区分	居住制限区域 / 帰還困難区域（拠点内・拠点外）
代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇	
連絡先	担当者氏名	工場長 〇〇 〇〇
	電話番号	
	携帯電話番号	
	F A X 番号	
	メールアドレス	
従業員等数 (〇年〇月〇日現在)	正社員 : 〇〇名 パート : 〇〇名 アルバイト : 〇〇名 計 : 〇〇名	
事業所付近の平均空間線量率	(屋外) 毎時 〇〇マイクロシーベルト (〇月〇日計測) (屋内) 毎時 〇〇マイクロシーベルト (〇月〇日計測)	
事業内容	〇〇〇加工、〇〇販売	
事業実施が必要であると 考えられる理由	(例) 製造設備の移設が困難、復旧作業に必要不可欠であるなどの理由をできるだけ具体的に記載。	

[別紙3] 営農の申請様式（例）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）長
〇〇 〇〇 殿

住 所
氏 名
印

居住制限区域等における例外的な事業の実施について

下記のとおり、居住制限区域等における例外的な事業の実施について申請します。

事業の再開		新たな事業の開始	
-------	--	----------	--

※いずれかに○を付す。

連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	携帯電話番号	
	F A X 番号	
	メールアドレス	
従業員等数 (〇年〇月〇日現在)	〇〇名	
作業場所の住所		
避難指示区域区分	居住制限区域 / 帰還困難区域（拠点内）	
作業場所付近の平均空間 線量率	（屋外）毎時 〇〇マイクロヘルツ（〇月〇日計測） （屋内）毎時 〇〇マイクロヘルツ（〇月〇日計測）	
事業内容	〇〇栽培、稲作、等	

[別紙5] 回答様式 (例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

事業所名
代表者名 殿

〇〇市 (町村) 長
〇〇 〇〇 印

居住制限区域等における例外的な事業の実施について

平成 年 月 日付けで申請のありました事業の実施については、原子力災害現地対策本部の確認を踏まえて、認めることといたします。

記

事業者等名	住所	業種